

第11次志布志市交通安全計画について(案)

根拠法令：交通安全対策基本法
第26条(市町村交通安全計画等)

市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画(市町村交通安全実施計画)を作成するよう努めるものとする。

【国】第11次交通安全基本計画案(令和3年度～7年度)

道路交通の安全

目標値

交通事故死者数
2,000人以下

⑧ 重傷者数
22,000人以下

【6つの視点】

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

【8つの柱】

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

第11次志布志市交通安全計画案(令和3年度～7年度)

志布志市交通安全対策会議(会長:市長)

基本理念

人命尊重の交通安全思想に基づく交通事故のない社会の実現

道路交通の安全

鉄道交通の安全

踏切道における交通の安全

目標値

交通事故死者数2人以下
(県:43人以下)
※過去5年平均死者数を維持

死傷者数59人以下
(県:重傷者数400人以下)
※過去5年平均死傷者数を50%削減

最重点事項

⑧ 子どもと高齢者の安全確保

重点事項

- ① 歩行者及び自転車の安全確保
- ② 生活道路における安全確保
- ③ 市民自らの意識改革等による交通安全意識の高揚

重点推進事項

- ① 先端技術の活用推進
- ② 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ③ 地域が一体となった交通安全対策の推進

講じようとする8つの施策

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 交通事故分析の高度化